

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業について

令和2年12月29日

1 趣旨

感染拡大防止の観点から、12月17日から1月3日の全期間において、酒類を提供する飲食店に対し、酒類提供時間及び営業時間の短縮を要請している。

今回、新たに1月4日から1月17日まで同様の要請を行うこととし、同要請に全面的に協力した店舗に対する支援を行う。

2 概要

(1) 支給対象

県からの要請に協力いただいた対象エリア内の酒類を提供する飲食店

(2) 対象エリア

広島市中区の一部、西区の一部、南区の一部

(令和2年12月17日から令和3年1月3日の要請対象エリアと同一)

(3) 支給要件・支給額

要請期間：令和3年1月4日から1月17日（14日間）

協力要請期間中に酒類の提供時間を5時から19時までかつ 営業時間を5時から20時までの間に短縮した酒類提供飲食店	一店舗当たり44万円
協力要請期間中に休業した酒類提供飲食店	一店舗当たり54万円

※本来の営業終了時間が5時から20時までの間であった飲食店は対象外

